

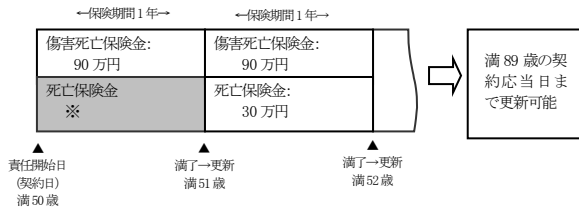
< 無選択型生命定期保険 重要事項説明書 >

1. 契約概要について

「契約概要について」は、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずご一読いただき、内容を十分に確認の上、お申込みいただけますようお願い申し上げます。なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。

1. 商品の仕組み

- ◆ 死亡時の保障をご提供します。
- ◆ 事故により亡くなられた場合、死亡保険金の3倍の金額を傷害死亡保険金として、お支払いします。
- ◆ 「申込書」のご提出のみで契約のお引き受けを審査いたします。「告知書」の提出は不要です。
- ◆ 海外で亡くなられた場合も保障いたします。



- ※責任開始日から1年以内に事故以外で亡くなられた場合
責任開始日から6か月以内に死亡された場合
...死亡保険金額の30%をお支払いします。
責任開始日から7か月目以降に死亡された場合
...死亡保険金額の70%をお支払いします。

2. 保険期間

- ◆ 保険期間は契約日から1年間です。
- ◆ 契約者より書面による更新しない旨のお申し出がない限り、自動更新により満90歳の契約応答日の前日まで保障が継続されます。

3. 保障内容

この保険は、次の保険金が支払われる保険です。

死亡保険金

被保険者が保険期間中に日本国内外において死亡したとき。

傷害死亡保険金

被保険者が保険期間中に日本国内外において、不慮の事故を直接の原因とする傷害により死亡したとき。

(ご注意)

- ◆ 死亡保険金または傷害死亡保険金が支払われた場合、ご契約は終了します。
- ◆ 傷害死亡保険金の支払事由に該当したときは、傷害死亡保険金のみを支払います。

4. 契約の更新について

- ◆ 保険契約は契約日から1年毎に自動的に更新されます。更新の条件は次のとおりです。
 - ・保険期間満了日までに保険料のお払込みがあること
 - ・ご契約者から当社宛に、更新日までに書面による更新しない旨のお申し出がないこと
 - ・更新日における被保険者の年齢が満89歳以下であること
- ◆ 当社は更新日の2ヶ月前に、ご契約者宛に「更新案内」を送付します。
- ◆ 更新日の1ヶ月前までに、ご契約者から書面による契約を更新しない旨の申し出がない場合、当社は更新日の前月に更新後の保険料の請求を行います。また、契約を更新しない旨の申し出があった場合は、当社は保険料の請求をおこなわず契約を満了する処理を行います。
- ◆ 更新日の前月26日(クレジットカードによる支払の場合はカード会社指定日)に更新後の保険料が振替られた場合は、ご契約者宛に「更新通知書」を送付いたします。
- ◆ 当社は本商品の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額、または保険金額を減額することがあります。この場合、更新日の2か月前までにご契約者宛に文書で通知の上、更新日から保険料または保険金額を変更します。

- ◆ 当社は本商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本商品の販売を取りやめることがあります。この場合は、契約の更新も取り扱いません。

5. お引受について

- ◆ 契約日時時点の満年齢50歳から84歳の方までお申し込みいただけます。
- ◆ 当商品への新規加入は保険金建て契約の場合は死亡保険金額100万円(ただし、通信販売の場合は70万円)が上限となります。尚、同一被保険者の複数加入はできません。

6. 保険料に関する事項

- ◆ 保険料の払込は、口座振替、クレジットカード払、団体扱いのいずれかによる月払となります。
- ◆ 口座振替の場合は、ご契約者指定の金融機関の口座(以下「指定口座」といいます)から毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、クレジットカード払の場合はカード会社の定める日に保険料の振替手続きを行います。
- ◆ 指定口座(またはクレジットカード)から保険料が振替られた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。
- ◆ 第1回目の保険料が振替えられなかった場合、保険契約は不成立となります。ご契約をご希望の場合、再申込が必要です。
- ◆ 第2回目以降の保険料は、毎月、ご契約者様の指定口座(またはクレジットカード)から振替えます。なお、資金不足等により保険料の振替ができなかった場合は、翌月の振替日に2ヶ月分の保険料を請求させていただきます。
- ◆ 2ヶ月分保険料の振替ができなかった場合、保険契約は失効となりますので、ご注意ください。なお、保険契約の復活制度はございません。

7. 特約に関する事項(下記の特約の取扱が可能です)

- ◆ クレジットカード扱特約
- ◆ 団体扱特約

8. 配当金・満期保険金に関する事項

本商品には契約者配当金、満期保険金はありません。

9. 解約返戻金に関する事項

契約を解約される場合は、解約請求書のご提出が必要です。当社までご連絡ください。なお、本商品には解約返戻金はありません。

10. 再保険に関する事項

本商品は保険金の支払を確実にするため、保険金額の80%を再保険として再保険会社に出再をしています。本契約において、支払事由が生じた場合、再保険会社から再保険金が支払われることによって、当社から保険金を支払うことを担保する機能があります。

2. 注意喚起情報について

<注意喚起情報について>には、ご契約に際して、ご契約者にとって不利益になる事項や、特にご注意ください事項を記載しております。必ずご一読いただき、内容を十分に確認の上、契約をお申し込みください。尚、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては当社までご照会ください。

1. クーリングオフ(契約申込の撤回)

ご契約者が、保険契約の申込日(申込書類の提出日)または本書面を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内(郵送の場合は郵便の消印日で判定)に当社宛に書面または電磁的記録によりお申し出いただくことにより、保険契約のお申込みの撤回ができます。

ご契約のお申込みの撤回があった場合には、お申込みいただいた金額を、全額お返しします。尚、ご契約者が法人の場合、ご契約のお申込みの撤回はできません。

2. 責任開始期(保険の成立)

当社の少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立となります。当社が契約のお申込みを承諾したときは、「引受通知」をご契約者様宛にご送付いたします。当社がご契約のお申込みを承諾し、第1回目の保険料がご指定口座から振替えられた場合、振替日の翌月1日から、当社は契約上の責任を負います。(当社が責任を開始する日を契約日とします)

3. 保険金をお支払できない場合

本商品には、責任開始日から起算して更新した期間を含め2年以内に被保険者様が自殺した場合、ご契約者または死亡保険金受取人の故意によって被保険者が死亡した場合などの免責事由があります。免責事由に該当した場合には保険金はお支払いできません。なお、免責事由の詳細は、保険約款に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

4. 保険金の削減支払

一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

5. 制度内容の変更

保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。この場合、変更の内容についてすみやかにご契約者様にその旨を通知します。

6. 保険料の払込猶予期間(失効について)

2回目以降の保険料については、保険料の払込猶予期間が設けられています。保険料の払込猶予期間は、保険料払込期月の翌月初日から末日までです。保険料払込猶予期間に払込既月の未払込保険料と保険料払込猶予期間の当月分保険料2ヶ月分の保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効となります。(ただし、口座振替によって保険料の払込ができない特別な事情がある場合は、当社の指定する方法で保険料をお支払いいただくこともできます)

7. 契約者保護機構について

本商品は少額短期保険制度であり、保険契約者保護機構制度の対象のため、保険契約の移転等における資金援助および保険金等の支払いに係る資

金援助はありません。よって、当社が破綻した場合等には、保険金のお支払いが制限されることがあります。

8. 個人情報の保護に関して

当社では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心掛けております。当該申込書にご記入いただいた個人情報は、ご契約のお引受け、ご継続や維持管理、保障金のお支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。

9. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

10. 指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。尚、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF 八丁堀ビルディング 2F

Tel. 0120-82-1144 Fax. 03-3297-0755

受付時間 9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:00

受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

<引受少額短期保険会社>

アスモ少額短期保険株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-28-6 いちご西参道ビル 5階

TEL 0120-53-2610 FAX 03-6300-6243

受付時間 平日 10:00~17:00(土日祭日、年末年始を除く)